



残暑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

重要情報

1. R4.1月開始の電子保存法 一問一答公表

法改正により来年1月から電子受領した取引資料は紙印刷だけではなく電子データのままの保存が義務付けられます。国税庁から一問一答が公表されていますが、顧問先さまには弊所より個別に案内致します。

2. R3.10インボイス登録開始、Q&A公表

R5.10月開始のインボイス制度に先立ち、事業者登録がR3.10月よりスタートします。国税庁からQ&Aが公表されていますが、顧問先さまには弊所より個別に案内致します。今月と来月の「税金マメ知識」も是非ご一読ください。

3. 外注人工への支給を給与と認定、納税者敗訴

外注費を給与と認定し、源泉徴収漏れと消費税追徴課税の処分がありました。休んだら会社が代わりに手配、現場や時間を会社が決定、未完成でも日当は確実、材料等を会社が支給、などが決め手となりました。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バナ)



北海道 AUG2019 野幌のっぼろ

北海道という土地は、つい100年くらい前まで、日本ではありませんでした。江戸城無血開城から日暮臣たちによる蝦夷共和国の建国と近代文明の洪水のような流入、戦後復興と炭鉱開発、鉄道の発達と開拓の歴史。ほんの100年に大きく動き、そしてその強大な流れに飲み込まれていった人々の記憶、壮大なロマンの溢れる、広い広いところでした。そして同時に、アイヌの人々の「極めて」高度に洗練された精神世界が、その雄大な自然に染みついている異国の地でした。そうした100年史の道内各地の歴史的な建造物を移築して一か所に集めた贅沢な野外博物館が、札幌のお隣、野幌にある北海道開拓の村です。すべての建物がホンモノですから、見ごたえがあります。是非北海道の歴史に興味があれば訪ねてみてください。個人的には鯨番屋(ニシン漁の時期に漁師たちが寝泊まりしていた宿舎)が素晴らしかったです。結局妻子は初めての北海道にもかかわらず、札幌を観光していません。2020年には日本最大となるアイヌ博物館ウポポイがオープンしますので、再訪してもっともっと深掘りしようかと思います。たぶん次回も札幌はお預けです。「北の国 炭鉱を訪ねて2019」終わり

☆事務所からの連絡☆

夏休み期間中はご不便をおかけしました。順次業務を進めて参りますので、引き続きご理解ご協力のほどお願いいたします。

9月のイベント

重要なイベントは、
特にございません。
お体ご自愛いただき
ご健康にお過ごし
ください。



★重要！税金マメ知識

【再掲！】<インボイス制度登録本年10月開始①>
インボイスとは、預り消費税を適切に納税する旨を明示した請求書です。R5.10月以降、売上で預かった仮受消費税から仕入経費等で払った仮払消費税を控除するには、事業者番号が記載された適格請求書(インボイス)の保存が条件となります。言い換えれば、主な売り先が事業者の場合、インボイスを発行しないと不利に扱われる(納税しないなら払わなくていいよね!)可能性も考えられます。インボイスに記載する事業者番号は税務署に毎年消費税申告を宣言すると取得でき、その登録が本年10月から開始されます。登録されると、年商1千万円以下でも免税にはなりません。小売業や飲食店業など主な得意先が申告を要しない最終消費者の場合は、敢えて登録しない選択もあるかもしれませんが、対事業者向けの小規模事業者(建設業のひとり親方、ITエンジニア等、個人コンサルタント等)や、常時年商1千万円となる事業者は、登録番号を取得する方がよさそうです。

晩酌のじかん

神奈川県でも酒類の提供ができなくなって、久しいものです。もう、居酒屋で楽しくワイワイした記憶が、遠いものになりつつあります。ズーム飲み会もさほど流行りませんでしたし、人数控えてでもやっぱり対面志向は根強いようです。3人個室居酒屋とかそろそろ登場しますかね!?



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red